

製品安全関係法の改正事項

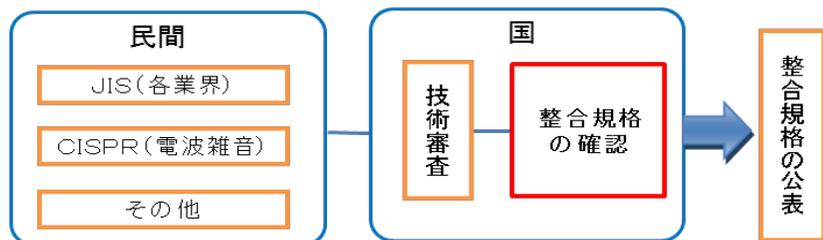
平成29年6月16日
経済産業省
商務流通保安グループ
製品安全課

電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況

- 電気用品安全法の技術基準の性能規定化に伴い、JIS等公的規格が性能規定（省令）を満たしているかを確認するため、電気用品整合規格検討ワーキング・グループを設置。
- 前回の製安小委以降、同WGを4回開催し、計45規格のJIS等について、整合規格として採用することを確認。

1. 電気用品整合規格検討WGの概要

- (1) 性能規定化のため、電安法では技術基準省令を改正（H26.1.1施行）。今後は、事業者における技術基準適合確認の便を図るため、整合規格の整備に当たっては最新の技術を反映させたJIS等公的規格を取り込み、性能規定（省令）を満たす「整合規格」として整備を進めていくことが重要。
- (2) 整合規格案について総合的な観点から評価を行うため、製品安全小委員会の下に「電気用品整合規格検討ワーキング・グループ」を新設することについて、第1回の製品安全小委員会で承認頂いたところ。



整合規格原案の確認のための体制のイメージ

2. WGメンバー

(座長) 三木 明治大学理工学部教授

次のような各分野を代表する専門家12名で構成。

- 電気用品の各分野（設備、回転機、絶縁、電気製品）
- IEC/ISOの国際標準化
- 電気分野の認定認証
- 電波雑音（EMC）
- リスクアセスメント
- 消費者

3. WG開催状況

第1回WG（平成26年2月21日）	： 15規格
第2回WG（平成26年5月28日）	： 9規格
第3回WG（平成26年10月29日）	： 5規格
第4回WG（平成27年4月20日）	： 9規格
第5回WG（平成27年7月22日）	： 13規格
第6回WG（平成28年5月27日）	： 16規格
第7回WG（平成28年8月5日）	： 15規格

(内訳)

- ・採用済みのJISを、改正JISに置き換えるもの：15規格

第8回WG（平成28年11月9日）	： 4規格
-------------------	-------

(内訳)

- ・採用済みのJISを、改正JISに置き換えるもの：2規格
- ・新たに、JISを整合規格として採用するもの：2規格

第9回WG（平成29年2月1日）	： 6規格
------------------	-------

(内訳)

- ・採用済みのJISを、改正JISに置き換えるもの：5規格
- ・新たに、JISを整合規格として採用するもの：1規格

第10回WG（平成29年5月11日）	： 20規格
--------------------	--------

(内訳)

- ・採用済みのJISを、改正JISに置き換えるもの：16規格
- ・暫定規格を、JISに置き換えるもの：4規格

※暫定規格： 解釈通達の別表第12の別紙

4. 整合規格の採用

新たに追加する整合規格については、WGでの確認後、順次、技術基準解釈通達の別表第12を改正する形で採用。

消費生活用製品安全法の技術基準省令の一部改正について

- 「経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和49年省令第18号）」は、特定製品にかかる事故の未然・再発防止、国内外規格への整合性等の観点から、関連する要求事項を追加・修正している。
- 上記の観点から、「乗車用ヘルメット」及び「家庭用圧力なべ及び圧力がま」にかかる技術基準に所要の改正を加えて、平成29年4月28日付で公布・施行した。

1. 乗車用ヘルメット

（1）日本工業規格の改正対応

（概要） 技術基準に引用する日本工業規格（T 8133）の改正に対応する。

（理由） 最新の日本工業規格を引用する。

（2）左右の視界規定を修正

（概要） 左右視界を上下視界にあわせ、定性的に規定する。

（理由） 同視界は、日本工業規格の周辺視野試験と同等以上の方法で試験する旨、通達に規定する。

（3）構成部品の修正

（概要） 構成部品から「内装クッション」を削除する。

（理由） 同部品は、ヘルメットの着用感触の向上を目的とした部品であり、使用者の安全性に寄与しないことから、必備部品から削除する。

（4）型式区分の修正

（概要） 「帽体の材質」にかかる型式の区分について、「強化プラスチック」を「繊維強化プラスチック」に修正する。

（理由） 単に強い樹脂でできた強化プラスチックが、製品に使用されることを防止する。

（5）表示事項の追加

（概要） サンシェードがあるヘルメット及びフリップアップヘルメットに関する使用上の注意事項を追加する。

（理由） 事故を未然に防止する。

2. 家庭用圧力なべ及び圧力がま

（1）通常使用状態における蒸気の漏れ等対策

（概要） 本体とふたとの嵌め合わせが不完全な場合における蒸気の漏れ等を確認することに加え、通常使用状態における蒸気の漏れ等について確認することを義務付ける。

（理由） 現在通達にある同規定について、技術基準省令に位置付ける。